平成２９年（フ）第１４１号
静岡県焼津市田尻2702番地
破産者　西尾　　唯
1　決定年月日　平成29年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８４号
静岡県沼津市根古屋158－１　エレガンス杉山Ｂ　102、住民票上の住所静岡県焼津市東小川５丁目13番地の１　ニューハイツ201
破産者　佐野　敏之
1　決定年月日　平成29年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２０７号
静岡県浜松市南区新橋町1715番地の３　エフスプルー３－Ａ
破産者　秋山　　雄
1　決定年月日　平成29年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第５３０号
名古屋市緑区潮見が丘２丁目32番地
破産者　福助こと　助田　幹男
1　決定年月日　平成29年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６０２号
名古屋市名東区神丘町２丁目21番地の２　アーバンラフレ虹ケ丘東１号棟105号、従前の住所大阪府茨木市橋の内２丁目７番10－406号
破産者　星野　秀夫
1　決定年月日　平成29年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６９２号
名古屋市東区車道町３丁目16番地の１　車道ハイツ201号
破産者　平田　敬介（旧姓林）
1　決定年月日　平成29年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７８３号
名古屋市北区中丸町２丁目66番地　アーバニア志賀公園二番街１棟106号
破産者　江口　雄也
1　決定年月日　平成29年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４５号
京都市西京区大枝中山町７－72　フルーツリーパル305号　林美穂方、住民票上の住所京都市西京区大枝西長町３番地293
破産者　植松　浩二
1　決定年月日　平成29年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８６３号
神戸市東灘区深江本町３丁目７番26－104号
破産者　階本　圭吾
1　決定年月日　平成29年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２１７号
神戸市兵庫区大開通３丁目１番10号ひのもとマンション306号、従前の住所神戸市兵庫区駅前通２丁目１番８－312号
破産者　スナック小路こと　中村ひとみ
1　決定年月日　平成29年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３９９号
神戸市須磨区大池町５丁目２番１－504号
破産者　高原　栄仁
1　決定年月日　平成29年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４８７号
神戸市灘区摩耶海岸通２丁目３番４－316号
破産者　松尾　紘子
1　決定年月日　平成29年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１２号
佐賀県伊万里市立花町1675番地35、前住所佐賀県伊万里市立花町2404番地97
破産者　小笠原益美
1　決定年月日　平成29年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第１８号
佐賀県西松浦郡有田町戸杓丙431番地４
破産者　江口　　實
1　決定年月日　平成29年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第１４号
北海道沙流郡日高町富川東３丁目３番10号
破産者　伊藤由記子
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２８年（フ）第２５７号
函館市富岡町２丁目62番４号　レクサス富岡101号
破産者　小笠原　学
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第７９号
函館市弁天町22番８号
破産者　岩谷　敏晴
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１４４号
北海道北斗市市渡152番地の４
破産者　坂井　尚美
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第４５号
秋田県大仙市戸蒔字松ノ木64番地１
破産者　佐々木雄司
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部